大船渡市消防団員の報酬支給に係る概要

【１　報酬の種類】

・団員へ支給する報酬は『年額報酬』及び『出動報酬』とし、団員の指定する口座に直接支給する。

【２　年額報酬の支給】

・当該年度分を、翌年度の４月に支給する。

・年額報酬の額が５万円を超える場合には、報酬額から５万円を差し引いた額に課税し、この額を源泉徴収し支給する。（所得税基本通達28―９）

【３　出動報酬の支給】

・消防団員出動個票（様式第２号）を各団員が管理し、各分団で取りまとめ報告し、精査の後、支給する。

【４　ラッパ隊及びまとい組の訓練報酬の支給】

・訓練に出席した団員が記録した消防団員出動個票（様式第２号）を、当該隊長及び組長が出席した日の属する月の翌月10日までに取りまとめ報告する。

【５　口座情報の報告】

・団員は、氏名、住所、口座情報に変更があった場合は、消防団員報酬受給先申請書（様式第３号）を速やかに消防団係に提出する。

【参考：報酬の種類及び支給額】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | | | 報酬の額 |
| 年額報酬 | 団長 | | | 年額 176,000円 |
| 副団長 | | | 年額 99,000円 |
| 分団長 | | | 年額 76,000円 |
| 副分団長 | | | 年額 55,000円 |
| 部長 | | | 年額 49,000円 |
| 班長 | | | 年額 37,000円 |
| 団員 | | | 年額 36,500円 |
| 出動報酬 | 災害出動 | 火災、風水害、地震、津波 | ２時間未満 | 2,000円 |
| ２時間以上  ４時間未満 | 4,000円 |
| ４時間以上  ６時間未満 | 6,000円 |
| ６時間以上 | 8,000円 |
| 捜索、警戒 | ２時間未満 | 2,000円 |
| ２時間以上 | 4,000円 |
| 災害以外の出動 | 訓練（ラッパ隊、まとい組及び操法の訓練に限る。）、広報活動 | | １回 1,000円 |
| 操法競技会、消防演習、消防出初式、予防指導、訓練、教養等 | | １回 2,000円 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 支給対象期間 | 第１期  (４～６月分) | 第２期  (７～９月分) | 第３期  (10～12月分) | 第４期  (１～３月分) |
| 消防団員出動  個票提出期限 | ７月10日 | 10月10日 | １月10日 | ４月10日 |
| 出動報酬  支給時期 | ８月 | 11月 | ２月 | 翌年度５月 |

【参考：消防団員出動個票提出期限支給時期】